

## 公益社団法人 白浜・田辺青年会議所 役員等報酬規定

第1条（目的）この規定は、公益社団法人 白浜・田辺青年会議所（以下、当法人という）の定款第34条の規定に基づき、役員等報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（定義）この規定において次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

1. 役員等とは、定款第27条に定める理事及び監事または定款28条に定める直前理事長及び顧問をいう。
2. 報酬等とは公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第5条第13条で定める報酬等をいう。

第3条（報酬の支給）役員等には、報酬等を支給しない。

### 附則

- ・本規程は平成26年1月23日から施行する。